

令和元年第3回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和元年7月31日
- ・ 会場 深谷公民館・生涯学習センター大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和元年7月31日		開会場所	深谷公民館・生涯学習センター大会議室		
開閉の日時 及び宣言者	開	会	令和元年7月31日(水) 午後2時00分 議長			
	閉	会	令和元年7月31日(水) 午後3時00分 議長			
議長	会長 安藤 已喜夫					
委員出席状況						
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要	
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出	
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	出	
3	飯野 健彦	出	23	瀬山 郁三	出	
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	出	
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出	
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出	
7	野邊 美佐子	出	3	大澤 敏道	出	
8	久保 行弘	出	4	蛭川 登	出	
9	塚原 勝美	出	5	柳 一男	出	
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出	
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出	
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出	
13	栗田 裕可	出	9	塚原 昇	出	
14	福島 明	出	10	秋山 務	出	
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出	
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出	
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	欠	
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出	
19	持田 實	出	15	石塚 保	出	
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出	
説 明 者	事務局長		石川 博			
	事務局次長		大木 保			
	局長補佐兼農地係長		大浜 和雄			
	農地係主査		坂本 善雄			
	農地係主任		中島 寛			
参 与	産業振興部 次長		佐藤 靖彦			
	農業振興課 課長		菫塚 洋明			

深谷市農業委員会総会日程

令和元年7月31日(水) 午後2時から
深谷公民館・生涯学習センター 大会議室(1階)

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 11 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 12 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 13 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 14 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 15 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 16 号 農地の改良に係る届出について
- 7) 議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 13 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 14 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 15 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 16 号 農地法第5条第1項目的の買受適格証明の発行について

5. 閉 会

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	それでは、ただ今から、令和元年第3回深谷市農業委員会総会を開催いたします。
	欠席委員の報告	局 長	まずはじめに本日は欠席委員の方はいらっしゃいません。従いまして、委員24人中 24人が出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告します。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されているため、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 先ず、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号5番、議席番号6番の以上2名を指名いたします。 よろしくお願いたします。
進 行 状 況		議 長	それでは、議事を進めさせていただきます。 報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。 事務局の報告を求めます。
	報告第11号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」	事務局	報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。 貸主、借主の合意に基づきまして、解約されたものでございます。 報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、合計5件でございます。
	報告第12号 「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第12号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 本件は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロで規定されています、「社団法人埼玉県農林公社」が「農地売買等の事業」により、農地を取得する場合、「届出」により事務を進めることができるものでございます。 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分については、1件で、合計面積は2,358㎡です。
	報告第13号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」	事務局	次に報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。 本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、報告します。 報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」は、合計14件です。 なお、整理番号13番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせください。 よろしくお願いたします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進	報告第14号 「農地法第4条第1項 第7号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に報告第14号「農地法第4条第1項第7号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 報告します。 4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、 土地所有者本人が行う、土地の権利移転を伴わない転用で ございます。「農地法第4条第1項第7号の規定による転用 届出に対する専決処分については」、合計3件、合計面積は 1, 638㎡でございます。
	報告第15号 「農地法第5条第1項 第6号の規定による転用 届出に対する専決処分 について」	事務局	次に報告第15号「農地法第5条第1項第6号の規定による 転用届出に対する専決処分について」でございます。 深谷市農業委員会事務専決規程により専決処分したので、 ご報告します。 5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、 農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う 転用でございます。 「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する 専決処分について」は、合計9件、合計面積は4, 068㎡で ございます。
		事務局 議長	報告第11号から報告第15号につきましては、以上でございます。 ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第11号から報告15号につきましては、専決処分事項であり ますので、報告のみとさせていただきます。
行 状 況	報告第16号 「農地の改良に係る 届出について」	議長	次に、報告第16号「農地の改良に係る届出について」を 議題とします。 事務局の説明を求めます。 なお、本件は農地改良でありますので、指導委員の推薦を 併せてお願いします。
		事務局	報告第16号「農地の改良に係る届出について」でございます。 本件は、1, 000㎡未満の農地改良を行う場合でございます。 「深谷市農地の改良に関する指導要綱」に基づき、実施される ものでございます。 整理番号1番です。 (議案書・順次、所有者、土地の表示、改良計画の概要の説明) 改良の方法につきましては、普濟寺地内所有農地のハウスの 建て替えにおける、表土75㎡ほどを入れまして、全体を現況面 より28cm程度、隣接道路面よりプラス30cmの嵩上げを行うもので、 工事期間としては、令和元年8月1日から令和元年8月31日です。 なお、改良後はブロックリーの生産を行う予定でございます。 指導委員については、議席番号12番、農地利用最適化推進 委員10番を提案させていただきます。
		事務局	報告案件につきましては、以上でございます。
		議長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明のありました 報告第16号につきましては、専決処分事項でありますので、 報告のみとさせていただきます。 続いて、農地改良指導委員を指名いたします。 議席番号12番及び農地利用最適化推進委員10番を指名いた します。指名いたしました委員におかれましては、指導をよろしく お願いします。

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	議案第12号 「農用地利用集積計画の 決定について」	議 長	次に、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
		事務局	<p>議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきます。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、計画の決定を求めるものでございます。</p> <p>本日の総会において計画が決定されますと、令和元年8月9日に公告することにより、令和元年9月1日より利用権が設定されることとなります。</p> <p>【議案書を朗読し、利用集積計画概要表の内容を説明】</p> <p>それでは、17ページの計画概要について説明いたします。詳細につきましては、続く18ページから36ページにございます。また、別添の議案資料の1ページに「借受人別内訳」がございますので、併せてご参照ください。</p> <p>今回の計画におきましては、合計 54件 142, 322㎡、借手 延べ30名、貸手 延べ53名、筆数110筆の設定となっております。</p> <p>農用地利用集積計画(案)の概要説明は以上でございます。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	ただ今、事務局より説明のありました、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」のうち、整理番号1番から3番につきましては、新規参入に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号2番、お願いします。
		2番	<p>整理番号1番から3番の借受人の新規参入について、報告いたします。</p> <p>令和元年7月22日に、私と農地利用最適化推進委員3番、農地利用最適化推進委員4番、事務局職員でヒアリングを行いました。</p> <p>借受人は、本庄市において、主に、ねぎやきゅうり、ブロッコリーを作付けし、JAや加工会社に出荷しております。</p> <p>十数年間、親元で農業経験を積み、両親が高齢となってきた近年は、借受人が経営の主体となり、若い労働力も取り込みながら農業を行い、本庄市において認定農業者となっております。</p> <p>今後は、本庄市のみならず、深谷市においても経営地を広げていきたい考えがあり、そのきっかけとして、友人の親類を介し、今回土地を借り受けるに至ったものです。</p> <p>深谷市での耕作にあたっては、借受地周辺においてトラクターが借りられることになっており、営農上の問題はないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、今回の新規参入については、特に問題ないと考え、委員の意見といたします。</p>
		議 長	<p>議席番号2番ありがとうございました。</p> <p>なお、本件のうち整理番号26番から30番につきましては、議席番号9番に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議席番号9番には暫時退室願います。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	(議席番号9番の委員退室) それでは、整理番号26番から30番の件に関して審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声) 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	議席番号9番の委員の入室をお願いします。 (議席番号9番の委員入室)
		議 長	次に、ただいま審議いたしました以外の案件について、 一括審議いたします。 この件に関して質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、 採決いたします。 お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)
		議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議案第13号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長
	事務局	議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」 でございます。 農地法第3条の規定による許可申請については、本総会において承認いただきますと、本日付で許可となるものでございます。 本議案につきましては、別添の議案資料がございますので、そちらについても2ページを、併せてご覧ください。 【議案第13号、整理番号1番から9番を議案書をもとに朗読】	
	事務局	整理番号1番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲受人は、農作物の生産・販売を行っている法人であり、売上高の全てが農業関係であり、議決権も農業関係者が過半を占めるなど、農地所有適格法人の要件を満たす法人でございます。 譲り受けの理由は、経営規模の拡大をもって経営の安定化を図るべく、申請地を取得し、生産性の向上を図るとのことであり、取得後においては、ベビーリーフの作付けを行うとのことでございます。	
	事務局	整理番号2番でございます。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	(議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、大根の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、大根の作付を行うとのこととございます。
		事務局	整理番号3番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、大根の生産向上を図るためとのことであり、取得後においては、大根の作付を行うとのこととございます。
		事務局	整理番号4番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲受人は、新規就農される法人であります。 借り受けの理由は、法人の代表者の義母が高齢のため耕作できないので、代表者が早期退職をしたことを機に、就農したいと考えたものでございます。法人で借り受けた理由は、将来的に経営を安定化させ、後継者の育成等にも力を入れたいとの考えからです。 また、取得後においては、ブルーベリーのポット栽培及び露地野菜の作付けを行うとのこととございます。 なお、本来農地法第3条第1項の許可を行う場合、農地法第3条第2項の規定に該当しないことが条件となります。第2項の規定に農地所有適格法人以外の法人である場合は、第2号の規定に該当し、許可できないこととなっておりますが、今回の申請においては賃貸借権の設定となっているため、農地法第3条第3項に規定される要件を満たすことで、第1項の許可ができるものでございます。今回の申請につきましては、第3項の要件を満たすと判断しております。
		事務局	整理番号5番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 農地に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルを設置する部分に区分地上権を設定するものです。 農地法第3条の区分地上権につきましては、他人の土地の空間に工作物等を一定の範囲を目的として設定される権利であり、今回の申請は、土地所有者が個人、発電事業者が法人の関係であることから、農地法第3条の区分地上権の許可が必要となります。 農地法第3条の区分地上権の許可は、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、農地法第5条の許可を条件とし、農地法第5条の許可と同時に農地法3条の許可をすることと考えております。農地法第5条の許可につきましては、この後の、議案第15号整理番号25番でご審議いただきます。
		事務局	整理番号6番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、収益の増加が見込まれるためとのことであり、取得後においては、ブロッコリーの作付けを行うとのこととございます。
		事務局	整理番号7番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、稲の作付けを行うとのこととございます。
		事務局	整理番号8番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、米麦の作付けを行う

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			とのことのでございます。
		事務局	整理番号9番でございます。 (議案書・順次、譲受人・譲渡人、土地の表示、契約内容の説明) 譲り受けの理由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては、里芋の作付けを行うとのことでございます。
		事務局	3条許可申請につきましては、以上9件、田 6筆 7, 186㎡、畑 9筆 11, 672㎡、合計15筆 18, 858㎡となっております。 なお、3条申請につきましては、耕作すべき農地が効率的に利用されること、及び周辺の農地の利用に支障がないことの確認として、申請に関係する農地につきましては、令和元年7月12日に議席番号24番、農地利用最適化推進委員10番、11番、12番、と事務局職員で、現地確認を行いましたことを、あわせてご報告いたします。
			農地法第3条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。ご審議をお願いします。
		議 長	ただいま、事務局より説明のありましたとおり、現地調査に同行していただきました委員の代表として、農地利用最適化推進委員11番、議席番号24番に意見ををお願いします。
		議 長	はじめに、農地利用最適化推進委員11番、お願いします。
		最適化 推進委員 11番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年7月12日に、私と農地利用最適化推進委員12番と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地確認を行いました。 整理番号1番、2番、3番、6番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 整理番号4番の譲受人につきましては、新規就農であり、現在耕作地はありませんが、申請地につきましては、すぐに耕作が始められる状態でした。 現地確認の結果、以上5件 につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。
		議 長	農地利用最適化推進委員11番ありがとうございました。 続きまして、議席番号24番をお願いします。
		24番	3条、現地確認報告をいたします。 令和元年7月12日に、私と農地利用最適化推進委員10番と事務局職員で、3条申請に関係する農地の現地確認を行いました。 整理番号7番、8番、9番の譲受人の経営地につきましては、耕作が行われておりました。 また、申請地につきましても、特に問題ありません。 現地確認の結果、以上3件 につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見 といたします。
		議 長	議席番号24番ありがとうございました。 なお、整理番号4番につきましては、新規就農に関する案件ですので、委員の意見を求めます。 議席番号11番、お願いします。
	11番	整理番号4番の借受人の新規就農について、報告いたします。 令和元年7月17日に、私と会長、職務代理、議席番号20番、議席番号17番、農地利用最適化推進委員12番、及び事務局職員でヒアリングを行いました。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況			<p>借受人は、高齢となった義母から農地を借り受けて、法人として新規就農にいたるものです。</p> <p>ブロッコリーやトウモロコシなど露地野菜も作付けしながら、ブルーベリーのポット栽培を中心に行っていきたいとのことです。農作業に従事する者の状況や、農業へ参入する意気込みをもっていることから、今回の新規就農については、まずは、賃貸借権の設定を行い、しっかりと農業で経営の基盤をつくっていただきたいと考え、委員の意見 といいたします。</p>
		議 長	<p>議席番号11番ありがとうございました。</p> <p>それでは、本件について一括審議いたします。</p> <p>この件に関して質疑はございますか。</p> <p>(議席番号7番 挙手)</p>
		議 長	議席番号7番 お願いします。
		7番	<p>整理番号4番についてですが、借受人の住所が「さいたま市」となっていますので、通われて就農されるのか、それとも、榛沢に住まれて就農されるのか。どちらになりますか。</p> <p>また、ブルーベリーのポット栽培は、太陽光発電施設の下で行うのでしょうか。</p> <p>その場合、売電価格が下がってきているなか、心配な面がありますが、農業経営に問題はないのでしょうか。</p>
		議 長	事務局お願いします。
		事務局	<p>はい、議席番号7番に対する回答ですが、まず、1点目の住所の件になりますが、議案書に記載されている「さいたま市」の住所は、借受人の、法人の住所でございます。</p> <p>代表者の住まいは、寄居町になりますので、寄居町から通勤して就農されると伺っております。</p> <p>次に、ブルーベリーの関係ですが、整理番号4番、4筆の内、営農型太陽光発電を行うのは榛沢新田783-3、面積2,433㎡こちらでブルーベリーのポット栽培を行い、残りの3筆については、露地野菜ブロッコリーやトウモロコシを行うと伺っております。</p> <p>運営についてですが、ヒヤリングの意見にもありましたとおり、農業への強い意気込みがあり、また、土地が義母の所有ということから、他の方への迷惑がかからないということと、本人の話でぜひ就農したいという強い意気込みがありましたので、これらをもって、行っていただくということになりました。</p> <p>以上になります。</p>
		議 長	議席番号7番 いかがでしょうか。
		7番	はい、わかりました。頑張っていたきたいと考えます。
		議 長	<p>ヒヤリングした中では、本件について法令遵守の点では問題ありません。この方は、埼玉県職員の職員で寄居の林業試験場に勤めていらしたのですが、早く辞めて「事業を始めたい」とのことと、奥さんの実家の土地を借りてやりたいと。あとシステムを入れてのポット栽培は、私もイチゴにシステムを入れてやっていますが、ブドウでも結構聞くのですが、根が大きくなるに従って中の輪っかを大きくしなければいけないし、EC値といって肥料濃度をデジタルで変えていかなければならず、相当お金がかかるのですよね。だから「もぎ取って1キロ1000円で合うのか、もしくは出口がちゃんとしているのか」を確認したけれども、「万一の時は私が借金しますからお願いします」ということでした。</p> <p>なかなか、面白い方で、やる気満々なんですけど、事業として</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 行 状 況		議 長	<p>はちよっときついのかなと思いました。私の私見ですが以上です。他にこの件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。</p>
	議案第14号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	<p>次に、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」でございます。</p> <p>こちらにつきましては、本日の総会で承認いただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、8月の中旬頃処分がなされる見込みであります。</p> <p>なお、整理番号5番につきましては、30aを超えますので、8月上旬、県の常設委員会を経た後に、深谷市へ意見書を付して進達し、8月下旬頃に処分がなされる見込みです。</p> <p>「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」は、5件となっております。別添の総会資料7ページと併せてご確認ください。</p> <p>なお、整理番号1番、2番につきましては、この後の、議案15号整理番号5番、整理番号11番の除外申請時の是正事項となっております。</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>こちらにつきましては、昭和49年頃から住宅敷地の一部として利用してきましたが手続き未了であったため改めて申請を行いたいという申請でございます。</p>
		事務局	<p>整理番号2番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>こちらにつきましては、昭和48年以前から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行いたいという申請でございます。</p>
		事務局	<p>整理番号3番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>こちらにつきましては、昭和50年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行いたいという申請でございます。</p>
		事務局	<p>整理番号4番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明)</p> <p>こちらにつきましては、昭和42年頃から農家住宅敷地の一部として利用してきましたが、手続き未了であったため、改めて申請を行いたいという申請でございます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	事務局	整理番号5番です。 (議案書・順次、申請者、土地の表示の説明) こちらにつきましては、深谷市ふかや花園駅前土地区画整理事業に伴う宅地造成工事を行いたいという申請であります。 申請地は、通知は令和元年7月5日、効力発生が令和元年7月16日、土地区画整理法第98条の規定による仮換地の指定が行われたことにより、同法99条第1項の規定により従前地の使用収益は停止されております。 仮換地指定された土地については、従前地に代わって仮換地において、使用収益できるものとされていますが、今回の土地区画整理事業においては、同法99条第2項の規定により宅地造成工事完了後に使用収益の開始日を設定しているため、従前地も仮換地も使用収益できるものがない状態となっており、同法100条2項の規定により、区画整理施行者である深谷市が管理している状態となっているため、深谷市が農地法4条による申請を行うものであります。	
		農地法第4条第1項の規定による許可申請承認については、以上5件でございます。ご審議をお願いします。	
	議 長	ただいま事務局より説明のありました、議案第14号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。	
	議 長	この件に関し、質疑はございますか。	
		(議席番号23番 挙手)	
	議 長	議席番号23番 お願いします。	
	23番	整理番号5番について、質疑します。 申請事由に記載されている全体面積は276,525.66㎡になっていますが、申請地の合計面積は229,796.00㎡です。 残りの46,729.66㎡については、次回、申請を行うということでしょうか。	
	議 長	事務局お願いします。	
	事務局	はい、議席番号23番に対する回答ですが、今回、申請に係る土地につきましては、農地部分のみを転用地として申請がなされております。全体の敷地の中には、ももとの道路敷・水路敷等がございますので、それらの道路・水路を区画形成するための、道路の整備、雨水等を処理するための貯水池、その他水路の切りまわし等を含めまして、全ての合計面積が276,525.66㎡となっておりますので、改めて申請を行うということはありません。 今回、道路・水路を含んだ全体の整備計画と、畑・田のみの農地の面積に差がございますので、その差、46,729.66㎡につきましては、農地以外の土地ということでご理解ください。以上です。	
	議 長	議席番号23番 いかがでしょうか。	
	23番	はい、わかりました。	
	議 長	他にこの件に関し、質疑はございますか。	
	(委員より「質疑なし」との声)		
議 長	「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決すること		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		事務局	<p>以上の内容より、本案件につきまして、事務局といたしましては、審査基準は、おおむね満たされているものと考えます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、以上25件となります。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま事務局より説明のありました、議案第15号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」、一括審議いたします。</p>
		議 長	<p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>「質疑なし」</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
		議 長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
進 行 状 況	議案第16号 「農地法第5条第1項 目的の買受適格証明の 発行について」	議 長	<p>次に、議案第16号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明の発行について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>議案第16号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明の発行について」でございます。 こちらにつきましては、競売に係る入札に参加するため、5条資格者としての適格証明の発行をもとめて申請されたものでございます。本日の総会において承認いただきますと、8月上旬に意見書を深谷市へ進達し、その後、深谷市で審査した後、8月中旬頃を目途に証明書を発行するものでございます。</p>
		事務局	<p>整理番号1番です。 (議案書・順次、申請地、出願人、申請事由の説明) なお、申請地は、インターチェンジから300m以内の農地となりますので、第3種農地となり、原則許可となります。</p> <p>大変申し訳ございません。議案書の修正をお願いいたします。申請事由のところですが、「所得」になっているところを「取得」に訂正変更をお願いいたします。</p>
		事務局	<p>買受適格証明の発行については、以上1件となります。ご審議をお願いします。</p>
		議 長	<p>ただいま事務局より説明のありました、議案第16号「農地法第5条第1項目的の買受適格証明の発行について」、審議いたします。</p>
		議 長	<p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況	閉会	議 長	「異議なし」のため本件は原案どおり決定します。
		議 長	以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び 議案に関する審議はすべて終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
		局 長	以上で、令和元年第3回定例総会を閉会いたします。